

控 訴 状

令和3年5月27日

東京高等裁判所 民事部 御中

控訴人訴訟代理人

弁護士 仲 居 康



弁護士 瀬 戸 和



弁護士 北 後 政



弁護士 安 藤 博



当事者の表示 別紙当事者目録記載の通り

共通義務確認請求控訴事件

訴訟物の価格 480万0000円

貼用印紙の額 2万1750円

特定非営利活動法人消費者機構日本を原告、株式会社ONE MESSAGE及び泉忠司を被告とした東京地方裁判所平成31年(ワ)第11049号共通義務確認請求事件について、令和3年5月14日言い渡しがあ

り、控訴人（原告）は令和3年5月14日判決正本を受領したが、同判決は全部不服であるから控訴を提起する。

原判決の表示

- 1 本件訴えをいずれも却下する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

控訴の趣旨

第1 原判決を取り消す。

第2

- 1 被控訴人株式会社ONE MESSAGE及び被控訴人泉忠司が、別紙対象消費者目録記載（1）の対象消費者に対し、個々の消費者の事情によりその金銭の支払請求に理由がない場合を除いて、次の金銭支払義務を連帯して負うことを確認する。

（1）被控訴人株式会社ONE MESSAGEと別紙対象消費者目録記載（1）の対象消費者との間で締結された別紙商品等目録記載（1）の商品等に係る売買契約に基づき支払われた売買代金相当額並びに対象消費者が特定適格消費者団体に支払うべき報酬及び費用に相当する額の不法行為に基づく損害賠償の支払義務

（2）別紙商品等目録記載（1）の商品等の売買代金の各支払日から各支払済みまで民法所定の年5分の割合（平成29年法律第44号による改正前の民法404条所定の利率。以下同じ。）による遅延損害金の支払義務

- 2 被控訴人株式会社ONE MESSAGE及び被控訴人泉忠司が、別紙対象消費者目録記載（2）の対象消費者に対し、個々の消費者の事情によりその金銭の支払請求に理由がない場合を除いて、次の金銭

支払義務を連帯して負うことを確認する。

(1) 被控訴人株式会社ONE MESSAGEと別紙対象消費者目録記載(2)の対象消費者との間で締結された別紙商品等目録記載(2)の商品等に係る売買契約に基づき支払われた売買代金相当額並びに対象消費者が特定適格消費者団体に支払うべき報酬及び費用に相当する額の不法行為に基づく損害賠償の支払義務

(2) 別紙商品等目録記載(2)の商品等の売買代金の各支払日から各支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払義務

3 被控訴人株式会社ONE MESSAGE及び被控訴人泉忠司が、別紙対象消費者目録記載(3)の対象消費者に対し、個々の消費者の事情によりその金銭の支払請求に理由がない場合を除いて、次の金銭支払義務を連帯して負うことを確認する。

(1) 被控訴人株式会社ONE MESSAGEと別紙対象消費者目録記載(3)の対象消費者との間で締結された別紙商品等目録記載(3)の商品等に係る売買契約に基づき支払われた売買代金相当額並びに対象消費者が特定適格消費者団体に支払うべき報酬及び費用に相当する額の不法行為に基づく損害賠償の支払義務

(2) 別紙商品等目録記載(3)の商品等の売買代金の各支払日から各支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払義務

第3 訴訟費用は第1、2審とも被控訴人らの負担とする。

との判決を求める。

控訴の理由

原判決は、事実認定を誤り、法令の解釈適用を誤ったもので、当然に取

り消されるべきものである。

詳細については、追って控訴理由書を提出する。

付 属 書 類

1	控訴状副本	2 通
2	履歴事項全部証明書	2 通
3	特定適格消費者団体であることの通知書	1 通
4	訴訟委任状	1 通

当事者目録

〒102-0085

東京都千代田区六番町15番地

控訴人（原告） 特定非営利活動法人消費者機構日本

上記代表者 代表理事 佐々木 幸 孝

〒102-0082

東京都千代田区一番町10 相模屋第2ビル3階

麴町創和法律事務所

電 話 03-3264-7080

F A X 03-3264-8890

控訴人訴訟代理人 弁護士 仲 居 康 雄

〒160-0008

東京都新宿区四谷三栄町3番11号 中村ビル2階

和の森法律事務所 (送達場所)

電 話 03-5269-2051

F A X 03-5269-2061

控訴人訴訟代理人 弁護士 瀬 戸 和 宏

〒160-0023

東京都新宿区西新宿3-5-3 西新宿ダイヤモンドパレス10階

西新宿法律事務所

電 話 03-3346-0451

F A X 03-3346-0455

控訴人訴訟代理人 弁護士 北 後 政 彦

〒103-0013

東京都中央区日本橋人形町3-4-5 日本タオル会館3階
人形町総合法律事務所

電 話 03-6661-0980

FAX 03-6661-0982

控訴人訴訟代理人 弁護士 安 藤 博 規

(判決正本記載の住所)

〒160-0022

東京都新宿区新宿5-7-14-207

被控訴人(被告) 株式会社ONE MESSAGE

上記代表者代表取締役 松 本 敏 彦

(登記上の住所)

〒810-0041

福岡県福岡市中央区大名二丁目9番29号

(判決正本記載の住所)

フィリピン共和国メトロマニラ モンテルパ市 アヤラアラバ
ヴィレッジ カリラヤストリート100番地

被控訴人(被告) 泉 忠 司

送達場所(就業場所)

〒150-0022

東京都渋谷区恵比寿南3-7-10

グランドメゾン代官山901 株式会社泉忠司事務所

対象消費者目録

- (1) 被告株式会社ONE MESSAGEとの間で、平成28年10月1日以降、別紙商品等目録記載(1)の商品に係る売買契約を締結し、同契約に基づき代金を支払った消費者
- (2) 被告株式会社ONE MESSAGEとの間で、平成28年10月1日以降、別紙商品等目録記載(2)の商品に係る売買契約を締結し、同契約に基づき代金を支払った消費者
- (3) 被告株式会社ONE MESSAGEとの間で、平成28年10月1日以降、別紙商品等目録記載(3)の商品に係る売買契約を締結し、同契約に基づき代金を支払った消費者

商品等目録

- (1) 仮想通貨バイブルDVD 5巻セット
- (2) 仮想通貨バイブルDVD 5巻セット及びVIPクラス
- (3) パルテノンコース
「ハイスピード自動AIシステム」及びこれに付帯するサービス